

○平成九年郵政省告示第五百七十四号(電気通信番号規則の細目を定めた件)の一部を改正する件新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

新				旧			
別表第一号(第二条関係)				別表第一号(第二条関係)			
番号区画 コード	番号区画	市外局番	市内局番	番号区画 コード	番号区画	市外局番	市内局番
1～223	(略)	(略)	(略)	1～223	(略)	(略)	(略)
224	東京都八王子市、神奈川県相模原市 <u>緑区(小原、小淵、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。)</u>	42	CDE	224	東京都八王子市、神奈川県相模原市 <u>(相模湖町及び藤野町に限る。)</u>	42	CDE
225	東京都町田市(三輪町及び三輪緑山を除く。)、神奈川県相模原市 <u>(緑区(小原、小淵、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。)</u> 及び南区 <u>(磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。)</u> を除く。)、座間市(相模が丘一丁目及び五丁目に限る。)	42	CDE	225	東京都町田市(三輪町及び三輪緑山を除く。)、神奈川県相模原市 <u>(磯部、相模湖町、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台、相武台団地並びに藤野町を除く。)</u> 、座間市(相模が丘一丁目及び五丁目に限る。)	42	CDE
226～228	(略)	(略)	(略)	226～228	(略)	(略)	(略)
229	千葉県佐倉市、千葉市 <u>(花見川区(柏井、柏井町及び横戸町に限る。)</u> を除く。)、八街市、四街道市、印旛郡酒々井町	43	CDE	229	千葉県佐倉市、千葉市 <u>(花見川区横戸町及び柏井町を除く。)</u> 、八街市、四街道市、印旛郡酒々井町	43	CDE
230～236	(略)	(略)	(略)	230～236	(略)	(略)	(略)
236-2	神奈川県厚木市、海老名市、相模原市 <u>南区(磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並び</u>	46	CDE	236-2	神奈川県厚木市、海老名市、相模原市(磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相	46	CDE

	に相武台団地に限る。)、座間市 (相模が丘一丁目及び五丁目を除く。)、大和市、愛甲郡		
237~246	(略)	(略)	(略)
247	千葉県鎌ヶ谷市 (くぬぎ山一丁目から四丁目までを除く。)、千葉市 <u>花見川区 (柏井、柏井町及び横戸町に限る。)</u> 、習志野市、船橋市 (上山町一丁目、古作町、古作、西船五丁目から七丁目まで、東中山、藤原一丁目及び二丁目、二子町、本郷町並びに本中山を除く。)、八千代市、白井市	47	C D E
248	千葉県 <u>大網白里市</u> 、東金市、山武市 (松尾町を除く。)、山武郡 <u>九十九里町</u>	475	D E
249~252	(略)	(略)	(略)
253	千葉県旭市、山武市松尾町、匝瑳市、香取郡多古町、山武郡 <u>(九十九里町を除く。)</u>	479	D E
254~255	(略)	(略)	(略)
256	埼玉県加須市 (飯積、伊賀袋、小野袋、柏戸、駒場、栄、本郷、向古河、麦倉、柳生及び陽光台を除く。)、久喜市、幸手市、 <u>白岡市</u> 、北葛飾郡杉戸町、南埼玉郡	480	D E
257~362	(略)	(略)	(略)
363	大阪府池田市空港、大阪市 (東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目を除く。)、門真市 (石原町、泉町、一番町、大倉町、垣内町、桑才新町、幸福町、寿町、栄町、小路町、新橋町、末広町、月出町、堂山町、殿島町、中町、浜町、速見町、東田町、深田町、古川町、本町	6	B C D E

	武台団地に限る。)、座間市 (相模が丘一丁目及び五丁目を除く。)、大和市、愛甲郡		
237~246	(略)	(略)	(略)
247	千葉県鎌ヶ谷市 (くぬぎ山一丁目から四丁目までを除く。)、千葉市 <u>(花見川区横戸町及び柏井町に限る。)</u> 、習志野市、船橋市 (上山町一丁目、古作町、古作、西船五丁目から七丁目まで、東中山、藤原一丁目及び二丁目、二子町、本郷町並びに本中山を除く。)、八千代市、白井市	47	C D E
248	千葉県東金市、山武市 (松尾町を除く。)、山武郡 <u>(大網白里町及び九十九里町に限る。)</u>	475	D E
249~252	(略)	(略)	(略)
253	千葉県旭市、山武市松尾町、匝瑳市、香取郡多古町、山武郡 <u>(芝山町及び横芝光町に限る。)</u>	479	D E
254~255	(略)	(略)	(略)
256	埼玉県加須市 (飯積、伊賀袋、小野袋、柏戸、駒場、栄、本郷、向古河、麦倉、柳生及び陽光台を除く。)、久喜市、幸手市、北葛飾郡杉戸町、南埼玉郡	480	D E
257~362	(略)	(略)	(略)
363	大阪府池田市空港、大阪市 (東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目を除く。)、門真市 (石原町、泉町、一番町、大倉町、垣内町、桑才新町、幸福町、寿町、栄町、小路町、新橋町、末広町、月出町、堂山町、殿島町、中町、浜町、速見町、東田町、深田町、古川町、本町	6	B C D E

	<p>、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町に限る。)、吹田市、摂津市(北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、三島、南千里丘及び南別府町に限る。)、豊中市、東大阪市(旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町(三丁目を除く。)、瓜生堂一丁目、加納、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、<u>北鴻池町</u>、客坊町、日下町、五条町、<u>鴻池町</u>、<u>鴻池徳庵町</u>、<u>鴻池本町</u>、<u>鴻池元町</u>、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、<u>新庄</u>、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、<u>中鴻池町</u>、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、<u>西鴻池町</u>、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、<u>南鴻池町</u>、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、<u>横枕南</u>、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町を除く。)、守口市、八尾市(竹瀝、竹瀝西及び竹瀝東に限る。)、兵庫県尼崎市</p>		
364~371	(略)	(略)	(略)

	<p>、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町に限る。)、吹田市、摂津市(北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、三島、南千里丘及び南別府町に限る。)、豊中市、東大阪市(旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町(三丁目を除く。)、瓜生堂一丁目、加納、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、客坊町、日下町、五条町、<u>鴻池</u>、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、<u>横枕東</u>、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町を除く。)、守口市、八尾市(竹瀝、竹瀝西及び竹瀝東に限る。)、兵庫県尼崎市</p>		
364~371	(略)	(略)	(略)

372	大阪府柏原市、羽曳野市、東大阪市（旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町（三丁目を除く。）、瓜生堂一丁目、加納（一丁目から四丁目までに限る。）、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、 <u>北鴻池町</u> 、客坊町、日下町、五条町、 <u>鴻池町</u> 、 <u>鴻池徳庵町</u> 、 <u>鴻池本町</u> 、 <u>鴻池元町</u> 、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、 <u>新庄</u> 、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、 <u>中鴻池町</u> 、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、 <u>西鴻池町</u> 、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、 <u>南鴻池町</u> 、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、 <u>横枕南</u> 、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町に限る。）、藤井寺市、八尾市（竹淵、竹淵西及び竹淵東を除く。)	72	CDE
373～381	(略)	(略)	(略)
382	奈良県奈良市（ <u>藺生町</u> 、 <u>荻町</u> 、 <u>小倉町</u> 、 <u>上深川町</u> 、 <u>下深川町</u> 、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、 <u>都祁小山戸町</u> 、 <u>都祁甲岡町</u> 、 <u>都祁こぶしが丘</u> 、 <u>都祁白石町</u> 、 <u>都祁相河町</u> 、 <u>都祁友</u>	742	DE

372	大阪府柏原市、羽曳野市、東大阪市（旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町（三丁目を除く。）、瓜生堂一丁目、加納（一丁目から四丁目までに限る。）、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、客坊町、日下町、五条町、 <u>鴻池</u> 、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、 <u>横枕東</u> 、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町に限る。）、藤井寺市、八尾市（竹淵、竹淵西及び竹淵東を除く。)	72	CDE
373～381	(略)	(略)	(略)
382	奈良県奈良市（ <u>藺生</u> 、 <u>荻</u> 、 <u>小倉</u> 、 <u>小山戸</u> 、 <u>上深川</u> 、 <u>甲岡</u> 、 <u>下深川</u> 、 <u>白石</u> 、 <u>相河</u> 、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、 <u>友田</u> 、 <u>吐山</u> 、 <u>針</u> 、 <u>針ヶ別所</u> 、 <u>馬場</u> 、 <u>南之庄</u> 及び <u>来迎寺</u> を除く。)	742	DE

	田町、都祁吐山町、都祁馬場町、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び来迎寺町を除く。)		
383	(略)	(略)	(略)
383-2	大阪府四條畷市(上田原、さつきヶ丘、下田原、田原台及び緑風台に限る。)、京都府相楽郡(笠置町及び南山城村に限る。)、奈良県生駒市、宇陀市(室生小原、室生染田、室生多田及び室生無山に限る。)、天理市、奈良市(蘭生町、荻町、小倉町、上深川町、下深川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁吐山町、都祁馬場町、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び来迎寺町に限る。)、大和郡山市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町下永、山辺郡	743	DE
384~387	(略)	(略)	(略)
388	奈良県宇陀市(室生小原、室生染田、室生多田及び室生無山を除く。)、宇陀郡	745	DE
389~606	(略)	(略)	(略)
607	熊本県熊本市(南区(城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に	96	CDE

383	(略)	(略)	(略)
383-2	大阪府四條畷市(上田原、さつきヶ丘、下田原、田原台及び緑風台に限る。)、京都府相楽郡(笠置町及び南山城村に限る。)、奈良県生駒市、宇陀市(室生区(小原、染田、多田及び無山に限る。)、天理市、奈良市(蘭生、荻、小倉、小山戸、上深川、甲岡、下深川、白石、相河、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、友田、吐山、針、針ヶ別所、馬場、南之庄及び来迎寺に限る。)、大和郡山市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町下永、山辺郡	743	DE
384~387	(略)	(略)	(略)
388	奈良県宇陀市(室生区(小原、染田、多田及び無山に限る。))を除く。)、宇陀郡	745	DE
389~606	(略)	(略)	(略)
607	熊本県熊本市、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡(山都町を除く。)、菊池郡	96	CDE

	限る。)を除く。)、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡(山都町を除く。)、菊池郡		
608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、 <u>熊本市南区</u> (城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。)、下益城郡、八代郡氷川町(高塚及び吉本に限る。)	964	DE
609～661	(略)	(略)	(略)

注1～2 (略)

3 この表に掲げる番号区画は、平成25年3月31日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、下益城郡、八代郡氷川町(高塚及び吉本に限る。)	964	DE
609～661	(略)	(略)	(略)

注1～2 (略)

3 この表に掲げる番号区画は、平成24年3月31日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。